

事 務 連 絡
令和 2 年 2 月 6 日

公益社団法人 日本医師会 御中

厚生労働省健康局結核感染症課

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における
新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて（一部改正）

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「法」という。）における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて」（令和 2 年 2 月 3 日付け健感発第 0203 第 3 号厚生労働省結核感染症課長通知）を、科学的知見を踏まえ下記のとおり一部改正したので、御了知の上、貴会会員へ周知をお願いします。

なお、当該感染症におきましては、情報収集を継続中であり、新たな対応を行う場合には、別途お知らせします。また、同様の事務連絡を全国の地方公共団体の衛生主管部局宛てに発出しておりますことを申し添えます。

別添 1 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて（一部改正）」（令和 2 年 2 月 6 日付け健感発 0206 第 1 号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）

別添 2 新型コロナウイルス感染症における退院等基準（軽快後）

【問い合わせ】

厚生労働省 健康局結核感染症課

青木主査、伴主査

電話番号：03-5253-1111（内線、2926、2375）

FAX 番号：03-3581-6251